

富田林市教育委員会会議録

(令和4年度4月定例会)

令和4年4月28日開催

富田林市教育委員会

- | | | | |
|---|--------|----------------|-------------------|
| 1 | 開催日時 | 令和4年4月28日(木) | 午後2時00分～午後2時30分まで |
| 2 | 場 所 | 富田林市役所 庁議室 | |
| 3 | 出席委員 | 教 育 長 | 山口 道彦 |
| | | 教育長職務代理者 | 水本 哲也 |
| | | 委 員 | 山元 直美 |
| | | 委 員 | 勝山 健一 |
| | | 委 員 | 南 栄子 |
| | 事 務 局 | 教育総務部長 | 石田 利伸 |
| | | 生涯学習部長 | 音羽 伸彦 |
| | | 教育総務部次長 | 重野 好信 |
| | | 生涯学習部次長兼文化財課長 | 柳田 兼利 |
| | | 教育総務部次長兼教育指導室長 | 西岡 隆 |
| | | 教育総務課長 | 木下 治彦 |
| | | 学校給食課長 | 松葉 邦明 |
| | | 生涯学習課長 | 坂本 篤史 |
| | | 公民館長 | 大前 靖 |
| | | 中央図書館長 | 山本 一夫 |
| | | 金剛図書館長 | 道籬 秀 |
| | | 教育総務課長代理(書記) | 谷塚 昌彦 |
| 4 | 公開の有無 | 公開 | |
| 5 | 非公開の理由 | - | |
| 6 | 傍聴人数 | 0人 | |
| 7 | 所管部署 | 教育総務部教育総務課 | |

坂本生涯学習課長
山口教育長

昨年度からは変更ございません。
わかりました。他に何かご意見、ご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告第1号につきましては、これで終わります。

続いて、日程第4、教育委員会の議決を経るべき議案に移ります。今月は、3件の議案がございます。まず、議案第1号、富田林市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、教育指導室から説明をお願いします。

西岡教育総務部次長

それでは、議案第1号、富田林市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について説明いたします。資料をご覧ください。

まず、改正の理由ですが、府の改正を受け、主に、働き方改革の推進を図る観点から、勤務時間の割振りを可能とする適用範囲の拡大を行うこと、及び、障がい者雇用の促進の観点を踏まえた内容、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部が改正され、休暇の充実などが図られたことから、関連する内容を改正することになります。具体的な内容は、新旧対応表を用いて説明いたしますので、次の資料をご覧ください。

まず、第3条の引率業務に「等」を加え、条例第11条に規定する業務も割振りの対象となります。次に、第4条の2は育児にかかわる職員等の勤務時間の割振りなどを定めるものです。第4条の3は、障がいのある職員について勤務時間の割振りなどを定めるものです。また、第5条は、休暇に関連する内容を定めるもので、出生サポートや育児、介護に関する休暇の充実をふまえたものとなります。

以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

山口教育長

ありがとうございます。第5条の改正は休暇の充実をふまえたものということですが、これについて、詳細な説明をお願いします。

西岡教育総務部次長

それでは、改正された休暇制度についてご説明いたします。まず、正職員の出生サポート休暇について、従来、無給であったものが有給となり、不妊治療に係る通院等のため、一会計年度で5日、体外受精及び顕微授精の場合は10日の有給休暇が付与されるようになりました。

また、講師等の会計年度任用職員につきましても、出生サポート休暇や育児参加休暇等が新設・充実され、従来、無給であった産前・産後休暇が有給となりました。育児参加休暇については、配偶者の出産に伴い、出産予定日以前6週間以内、多胎妊娠の場合は14週間、及び出産後8週間を経過する日までの期間内で、5日の有給休暇が付与されるものとなります。

以上でございます。

山口教育長

わかりました。休暇制度の充実が教職員の負担軽減につながり、働き方改革のさらなる推進に寄与することを期待します。

それでは、他に何かご意見、ご質問等はございませんか。特に無いようですので、議案第1号につきましては、提案どおり議決とします。

続きまして、議案第2号、青少年指導員の委嘱について、生涯学習課から説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

それでは、議案第2号、令和4・5年度富田林市青少年指導員の委嘱につきましてご説明申し上げます。

青少年指導員につきましては、各小学校区から選出された委員を、富田林市青少年指導員設置要綱第4条により市長が委嘱するものとなっており、任期については2年でございます。

今回は、任期満了となりますことから、新規委員2名、再任委員41名、合計43名を委嘱します。任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

なお、彼方小学校区の北野正治様でございますが、今回も引き続き委嘱予定でございましたが、令和4年4月1日にご逝去されましたので、今回の名簿より外させていただきます。

本日ご報告申し上げます委員につきましては、5月10日に委嘱式を行い、委嘱状を交付する予定でございます。

なお、資料の上段は再任委員41名の小学校区名と委員氏名を表しており、下段の新旧対照表中の新委員欄の2名が、今回新たに委嘱を行う委員でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

山口教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はありませんか。

勝山委員

青少年指導員の主な活動内容について教えてください。

坂本生涯学習課長

青少年指導員の職務については、富田林市青少年指導員設置要綱において、青少年の自発的な活動を導き出し、助成するために、青少年の育成指導ならびに青少年のための健全な環境づくり、街路指導や青少年相談に関すること等を掲げております。具体的な取組みといたしまして、この数年はコロナ禍の影響により中止となったものもございまして、校区を巡回する愛の一声運動や、もちつき大会、たこあげ大会、卒業式での花束の贈呈など、さまざまな青少年支援活動の実績があり、今年度も同様の活動を計画しております。

勝山委員

各小学校区によって青少年指導員の人数にばらつきがありますが、これはどういった理由からですか。

坂本生涯学習課長

富田林市青少年指導員設置要綱においては、指導員の定数は50名以内とし、各小学校区につき若干人とすることを定めております。

青少年指導員の委嘱にあたっては、各町会や任期満了を迎えられる青少年指導員の方に、後任となる青少年指導員の推薦をお願いしておりますが、同小学校区内で後任の方が見つからない場合もあり、各小学校区で多少の人数差が生じている状態となっております。

勝山委員

わかりました。

山口教育長

コロナ禍で行事が中止となることも多々ありましたが、基本的に青少年指導員の方には、地域のすこやかネットに加入していただき、学校や地域に密着した支援活動を行っていただいているというのが実情になります。

それでは、他に何かご意見、ご質問等はありませんか。特に無いようですので、議案第2号につきましては、提案どおり議決とします。

続きまして、議案第3号、文化財保存活用地域計画策定協議会委員の委嘱・任命について、文化財課から説明をお願いします。

柳田生涯学習部次長

それでは、議案第3号、富田林市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の委嘱・任命について、内容のご説明を申し上げます。

当協議会は、文化財保存活用地域計画の策定にかかる調査及び審議を行うもので、同協議会設置要綱第3条2項に基づき、委員会が委嘱又は任命することとなっております。

今回の委嘱・任命につきましては、4月の人事異動に伴います市の職員選出委員を議案書のとおり新委員として任命をお願いするものでございます。

なお、新委員の任期は前任者の在任期間となり、令和6年1月31日までとなっております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、富田林市文化財保存活用地域計画策定協議会について、説明をお願いいたします。

柳田生涯学習部次長

文化財保護に関するマスタープラン策定にかかる調査や審議を行う会となりますが、現状では未開催の状態です。第1回の開催を令和4年5月16日(月)に予定しており、内容といたしましては、本市の文化財とその保存、活用方法についての計画等の審議を行っていただきたいと思っております。計画策定期間は約2年を想定しております。

なお、法定計画となりますので、策定後には申請を行い、国の認定を受け、正式な文化財保存活用地域計画とする予定です。

山口教育長

文化財保存活用地域計画の策定および認定により、文化庁からの補助等があるのでしょうか。

柳田生涯学習部次長

今後、各種補助金事業の補助率等にも影響すると伺っております。

山口教育長

それでは、他に何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、議案第3号につきましては、提案どおり議決とします。

以上で本日の日程は、すべて終了となりました。委員のみなさまにおかれましては、活発なご意見、ご審議ありがとうございました。

これで、令和4年度4月の定例教育委員会会議を終了いたします。